

北谷町小規模事業者等緊急支援金交付事業
【申込受付要項】(期間延長)

【お知らせ】 申請受付期間の延長することとしました。

○申請受付期間の延長の内容

令和3年12月3日(金)までを令和3年12月24日(金)まで期間延長

変更前	変更後
令和3年10月11日(金) から 令和3年12月3日(金)	令和3年10月11日(金) から 令和3年12月24日(金)

1. 緊急支援金の概要

(1) 趣旨・目的

新型コロナウイルス感染症によるまん延防止等重点措置及び緊急事態宣言に伴う飲食店への休業・時短営業等の要請又は不要不急の外出・移動の自粛により、特に大きな影響を受け、売上が大きく減少している町内の小規模事業者等に対して、費用負担の軽減と事業継続の一助となるよう、予算の範囲内で、「北谷町小規模事業者等緊急支援金（以下「北谷町緊急支援金」といいます。）」を交付いたします。

(2) 交付対象

北谷町緊急支援金の交付対象者は、次のいずれかに該当する事業者とします。

- ①飲食店等への休業要請又は営業時間短縮要請の影響により売上が減少した事業者
 - ②不要不急の外出・移動・往来の自粛要請による影響で売上が減少した事業者
- ※上記①及び②の対象事業者へ商品・サービスを提供する事業者を含みます。

(3) 交付要件

北谷町緊急支援金の交付対象者は、申請日時点において、次の全ての要件を満たす者（以下「申請者」といいます。）とします。

- ①北谷町内に住所又は事業所を有する法人又は個人事業主であること。（注1）
- ②個人事業主の場合は原則月10万円以上の事業収入を得ていること。（注2）
※「原則月10万円以上」とは、比較対象月（前年又は前々年）の事業収入が月10万円以上であることをいいます。
- ③常時使用する従業員の数が50人以下であること。
- ④緊急事態宣言等の影響を受けて売上が20%以上減少していること。（注3）
- ⑤今後も事業を継続していく意思があること。
- ⑥「(4) 不交付要件」のいずれにも該当しないこと。

※交付要件の詳細は、(注1) (注2) (注3)をよくご覧ください。

(注1) 事業所及び法人の形態について

原則として、北谷町内に事業所を有することが交付の要件となります。(事業所は本店か支店かを問いません。)ただし、北谷町内に事業所を有しない個人事業主であっても、北谷町に住民登録をしている場合は対象となります。

対象となる法人の形態は、原則として営利法人(会社法の会社「株式会社」「合名会社」「合資会社」「合同会社」及び「有限会社」)とします。このほか、士業法人(弁護士法人等)や営利を目的とする普通型の一般社団法人等も対象となる場合があります。詳細についてはお問い合わせください。

(注2) 事業収入について

「原則月 10 万円以上の事業収入を得ていること」とは、確定申告書第一表における「収入金額等」の事業欄(「営業等」又は「農業」の欄)に収入金額が記載され、かつ、比較対象月の収入(申請書(第1号様式)の「比較対象月の売上(B)」の欄に記載される売上金額のこと。以下同じ。)が10万円以上であることをいいます。

ただし、事業欄に収入金額の記載がなく、収入を「雑 業務」、「雑 その他」又は「給与」の欄(以下「給与等」といいます。)で確定申告した個人事業主の方であっても、給与等が雇用契約によらない業務委託契約等による事業活動からの収入(以下、「業務委託契約等収入」といいます。)であるときは、当該業務委託契約等収入の月額で記載される比較対象月の収入が、10万円以上であるときに限り要件を満たすものとします。この場合、当該業務委託契約等収入を確認できる書類(契約書の写し、報酬等の支払調書の写し等)を提出して頂く必要があります。※業務委託契約等収入の確認を要する場合は、北谷町緊急支援金の振り込みに通常よりも時間を要する場合があります。

(注3) 売上の減少について

売上の減少は、2021年4月から9月のうちいずれかの月と前年(2020年)同月比又は前々年(2019年)同月比を原則としますが、業歴(事業開始月)により前年比較又は前々年比較ができない場合は、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて売上が減少した月と、それ以前のいずれかの月を比較対象月とすることも可とします。具体的には、以下のとおりです。

●2019年9月以前に事業を開始した場合

2021年4月から同年9月までの間で、前年同月比又は前々年同月比で20%以上売上が減少している月があること。

●2019年9月以降に事業を開始したため前々年比較したいができない場合

2021年4月から同年9月までのうちいずれかの月の売上が、それ以前の月より20%以上減少している月があること。

●2020年9月以降に事業を開始したため前年比較ができない場合

2021年4月から同年9月までのうちいずれかの月の売上が、それ以前の月より20%以上減少している月があること。

(4) 不交付要件

申請者は、次のいずれにも該当してはならないものとします。次のいずれかに該当する者は、たとえ「(3) 交付要件」を満たす場合であっても、北谷町緊急支援金を受給することはできません。

- ①北谷町宿泊事業者支援給付金交付要綱第2条に規定する交付対象者
- ②都道府県知事からの営業時間短縮命令を受け、その旨公表された飲食店等を営営する事業者
- ③申請事業者の代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員等が暴力団、暴力団員と密接な関係を有する事業者
- ④風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）に規定する「性風俗関連特殊営業」又は当該営業にかかる「接待業務受託営業」を行う事業者
- ⑤政治団体
- ⑥宗教上の組織又は団体
- ⑦その他北谷町緊急支援金の趣旨・目的に照らして適当でないと町長が判断する者

(5) 申請受付期間

令和3年10月11日（月）から令和3年12月24日（金）~~12月3日（金）~~まで
※令和3年12月24日（金）の消印有効

(6) 支援金の額

1事業者あたり一律10万円（1事業者につき1回限りです。）

2. 申請の手続き

(1) 申請書類

申請者は、以下の①から⑦までの資料を提出してください。申請書類の詳細（書類の具体例等）については、「別表第1. 申請書類一覧」でご確認ください。また、必要に応じて追加資料の提出及び説明を求めることがあります。なお、申請書類の返却はいたしません。

- ①北谷町小規模事業者等緊急支援金交付事業申請書兼口座振替依頼書兼請求書
- ②北谷町小規模事業者等緊急支援金誓約書兼同意書
- ③本人確認書類の写し
- ④北谷町内で事業を行っていることが確認できる書類
- ⑤売上高の減少が確認できる書類
- ⑥振込先の確認ができる通帳の写し
- ⑦その他書類（北谷町が必要に応じて求めることがあります。）

※「別表第1. 申請書類一覧」で必要書類の確認を必ず行ってください。

《北谷町商工会での申請補助と提出書類の省略について》

北谷町商工会で北谷町緊急支援金の申請補助を受けることができます。これにより北谷町商工会から「北谷町小規模事業者等緊急支援金申請に伴う確認書」の発行を受けた方は、上記申請書類のうち④の提出を省略することができます。ただし、確認書の発行は、北谷町商工会の会員に限ります。

(2) 申請書類の入手方法

北谷町緊急支援金の申請に必要な書類等の入手方法は、以下のとおりです。

①北谷町ホームページから入手

以下のページからファイルをダウンロードしてください。

(URL)

<https://www.chatan.jp/choseijoho/sangyo/shingatakorona/chatansienkin2021.html>

②北谷町の関係機関

以下の機関において、入手することができます。

ただし、感染症拡大防止のため、対面での受付・説明は行いません。

ご不明な点は、北谷町建設経済部経済振興課商工労働係へご連絡ください。

電話：098-982-7701

○北谷町役場

○北谷町商工会

○北谷町観光協会



(3) 申請書類の提出方法

※ 受付は『郵送のみ』となります。窓口混雑による感染症の拡大リスクや振込事務の遅延を防ぐためにご協力をお願いします。

申請書類を以下の郵送先に提出してください。

郵送料のご負担は、申請者様のご負担をお願いします。

12月24日(金)の消印有効です。

簡易書留など郵便物の追跡ができる方法をお勧めします。

(郵送先)

〒904-0192 北谷町字桑江226番地
北谷町 建設経済部 経済振興課
北谷町小規模事業者等緊急支援金 申請受付

(4) 交付の決定

北谷町緊急支援金の交付要件に合致することを申請書等により確認の上、交付決定となりましたら、申請された口座に入金いたします。

(5) 通知等

北谷町緊急支援金の交付又は不交付の決定は、後日、交付又は不交付に関する決定通知書を郵送することにより、申請事業者の方へお知らせいたします。

3. 手続きに関する問い合わせ

北谷町緊急支援金に関する問い合わせ・相談等については、以下の連絡先でお受けいたします。感染症拡大防止のため、可能な限り電話でのお問い合わせをお願いします。

なお、事業者の皆様のご不明点を解消できるよう、北谷町緊急支援金に関する Q&A を作成しました。電話や来庁でのお問い合わせの前にご一読いただきますようお願いいたします。
※北谷町緊急支援金 Q&A はこの申込受付要項の最後にあります。

(連絡先)

北谷町建設経済部経済振興課商工労働係 電話：098-982-7701

4. アンケートについて

北谷町緊急支援金の効果検証や今後の経済支援策、よりよい手続き方法の検討などで参考としたいため、北谷町緊急支援金を申請した事業者の方を対象としたアンケート調査を実施します。アンケート調査は任意であり回答は必須ではありません（北谷町緊急支援金の交付決定には一切の影響はなく、回答・不回答及び回答の内容が事業者の方へ不利益を与えるものではありません。）が、今後の施策検討の際に役立てたいと思っていますので、ぜひ積極的なご協力をお願いします。アンケート用紙はこの申込受付要項に添付されていますので、ご協力いただける場合はアンケート用紙にご記入のうえ、北谷町役場経済振興課へ持参・郵送・FAX・メールのいずれかの方法でご提出ください。提出に係る費用は事業者の皆様へお願いすることとなりますので、FAX・メールでのご提出をお勧めいたします。

(アンケート用紙提出先)

〒904-0192 北谷町字桑江 226 番地 北谷町役場 2 階 経済振興課

FAX：098-926-2174

メール：keizai-sinko@chatan.jp

※北谷町役場公式 HP の代表アドレスにも送信可能です。

5. その他

(1) 北谷町緊急支援金の交付決定後、交付要件に該当しない事実や不正等が発覚した場合、申請者は、北谷町緊急支援金を返還していただきます。

(2) 北谷町は、北谷町緊急支援金の適正な執行を図るため、実地調査等を含む必要な検査を行うことがあります。また、必要に応じて、申請者に対して書類の提出、報告又は是正のための措置を求めることがあります。

- (3) 北谷町緊急支援金の効果検証のため、後日北谷町は、北谷町緊急支援金を交付した事業者の方を対象として、ヒアリングやアンケート調査等を実施することがあります。当該ヒアリングやアンケート調査等については、積極的なご協力をお願いします。
※前記「4. アンケートについて」とは別調査になることがあります。

※支援金の手続を装った詐欺にご注意ください！！

別表第1. 申請書類一覧

①	北谷町小規模事業者等緊急支援金交付事業申請書兼口座振替依頼書兼請求書
②	北谷町小規模事業者等緊急支援金誓約書兼同意書
③	本人確認書類の写し ・代表者の身分証明書の写し（運転免許証、保険証、住基カード、マイナンバーカード等の写し）
④	北谷町内で事業を行っていることが確認できる書類【商工会確認書で代用可】 <u>以下のうちいずれか1つ</u> ・履歴事項全部証明書の写し（発行日が3か月以内のもの。）※法人の場合のみ。 ・法人設立・設置届出書（税務署の受付印があるものの写し）※法人の場合のみ。 ・個人事業の開業・廃業等届出書（税務署の受付印があるものの写し）※個人事業主の場合のみ。 ・法令等が求める営業に必要な許認可証（営業許可証等）の写し。 ・事業所等の電気・水道・ガスのいずれかの利用実績が分かる書類（宛名、住所の記載のある検針票・領収書等の写しで、令和3年4月以降のいずれかの月の利用実績のもの。※運輸業の場合は燃料の領収書でも可。） ・事業所等の不動産賃貸借契約書の写し。 ・事業に係る領収書・納品書等の写し。 ・店舗等の外観及び内部写真（各1枚程度。※運輸業の場合は車両でも可。） ・その他事業実態を確認できる書類（事業に係るホームページ、SNS、新聞公告など、広く一般に周知することを目的とした公開情報の写し等。） 《注意事項》 ・事業実態の確認資料は、北谷町内で事業を行っていることを確認するための書類です。このため、店舗や事務所等の事業所を有する場合は、北谷町内に事業所を有し事業活動を行っていることが分かる書類、事業所を有しない個人事業主の場合は、本人確認書類での町内在住等に加え、事業に係る領収書等の書類を提出していただくこととなります。 ・履歴事項全部証明書は、本店が北谷町内にあり、当該書類で北谷町内の事業所が確認できる場合に限り。※法人設立・設置届出書についても同様に北谷町内の本店・支店が確認できる場合に限り。 ・許認可証の写しは、有効期限内のものに限り。 ・不動産賃貸借契約書・領収書・納品書等の書類は、宛名や住所の記載があるものをご提出ください。（申請事業者や北谷町内での事業実態を確認するため。）

⑤ 売上高の減少が確認できる書類	
<p>【法人・個人事業主共通】</p> <p>国の月次支援金を受給した事業者の方は、国の月次支援金を受給した事実が確認できる書類（給付通知の写し等）をご提出ください。この場合は、以下【法人の場合】及び【個人事業主の場合】に示す書類の提出は不要です。※国の月次支援金を受給している場合は、50%以上売上減少の事実が国の審査でもって確認されているため、本町の要件（20%以上売上減少）も満たすものであるためです。ただし、申請書の「売上額の確認」欄の記入は行ってください。</p>	
<p>【法人の場合】</p> <p>以下の全ての書類</p> <p>≪本年の売上減少≫</p> <ul style="list-style-type: none"> ・売上が減少した月の売上額が確認できる帳簿の写し（様式は問わない。） ※2021年4月から9月のうちいずれかの月で事業者が選択する。 <p>≪比較対象月の売上減少≫</p> <ul style="list-style-type: none"> ・確定申告書別表一の控え ・法人事業概況説明書（両面）2枚の写し 	<p>【個人事業主の場合】</p> <p>以下の全ての書類</p> <p>≪本年の売上減少≫</p> <ul style="list-style-type: none"> ・売上が減少した月の売上額が確認できる帳簿の写し（様式は問わない。） ※2021年4月から9月のうちいずれかの月で事業者が選択する。 <p>≪比較対象月の売上減少≫</p> <ul style="list-style-type: none"> ・確定申告書第一表の控え※確定申告が不要だった場合は住民税申告書の控えでも可。 ・所得税青色申告決算書2枚の写し（白色申告や住民税申告の場合は不要です。ただし、その場合は月別の売上が確認できないため、比較対象月の売上額が確認できる帳簿の写しを添付してください。なお、様式は問いません。） <p>※確定申告書の写しが無い場合、税務署の「申告書等閲覧サービス」で閲覧した確定申告書の写真でも受け付けます。なお、提出の際はA4サイズに拡大するなど、文字・数字が判別出来るようにしてください。</p>
<p>≪注意事項≫</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本年の売上減少月は2021年4月から9月のうちいずれかの月で事業者が選択する月です。 ・比較対象月は、事業者が選択した本年の売上減少月の前年同月又は前々年同月のうち事業者が選択する月です。（通常は前年同月ですが、前年同月が既に新型コロナウイルス感染症の影響を受けており比較対象月にできないときは、前々年同月を選択することができます。）なお、業歴（事業開始月）により前年比較又は前々年比較ができない場合は、本年の売上減少月より前の月で事業者が選 	

	<p>択することができます。ただし、個人事業主の場合は比較対象月の売上（事業収入）が10万円以上である必要があります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・比較対象月の売上減少確認書類は、事業者が選択する当該比較対象月を含む年分の確定申告書類の写し等を提出してください。例えば、2021年5月と前々年（2019年）の5月を比較して申請するときは、2019年分の確定申告書類の写し等を添付します。 ・売上高の確認資料は、第1号様式の「売上額の確認」欄に記載された金額を確認するためのものです。通常は、本年の売上額（減少した月の売上）を確認できる帳簿（任意様式）と、前年又は前々年の売上額（比較対象月の売上）を確認できる書類として、法人は「確定申告書別表一」と「法人事業概況説明書」、個人事業主は「確定申告書第一表」と「青色申告決算書」を提出していただくことになります。個人事業主で白色申告をしている方や住民税申告をしている方は、「青色申告決算書」がないため、前年の売上額（比較対象月の売上）を確認できる帳簿（任意様式）を提出してください。 ・業歴により前年又は前々年比較ができず、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて売上が減少した月と、それ以前のいずれかの月を比較対象月とする場合は、そのいずれの売上も確認できる帳簿（任意様式）の写しを提出してください。 ・確定申告書の控えは収受日付印が押印されているものに限り、電子申告（e-Tax）により申告した場合は受付日時が印字されているものに限り、電子申告（e-Tax）による申告であって受付日時が印字されていない場合は「受信通知」を添付してください。
⑥	振込先の確認ができる通帳の写し
	口座の通帳の表紙及び表紙うら面の写し（口座番号及び名義人氏名（フリガナ含む）が確認できる箇所）※申請者本人名義の口座に限ります。
⑦	その他書類（北谷町が必要に応じて求めることがあります。）
	審査の過程で北谷町が提出を求めるものであり、申請時点で事業者が提出する必要はありません。

《北谷町商工会で申請補助（申請のサポート）が受けられます！》

《北谷町商工会の確認により、一部の提出書類が省略できます！》

北谷町商工会の確認で省略できるのは以下の書類です。※北谷町商工会会員に限る。

④北谷町内で事業を行っていることが確認できる書類

北谷町商工会が発行する確認書をもって、④の提出書類に代えることができます。北谷町商工会の確認を受けられた申請者の方は、北谷町商工会から発行される確認書を添付して申請してください。